

議案第 62 号
議決第 号

始良市給水条例の一部を改正する条例の件

始良市給水条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）9月3日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市給水条例の一部を改正する条例

始良市給水条例（平成22年始良市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第34条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第9条第1項の指定を更新するとき 1件につき10,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の始良市給水条例第34条の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。